



/// I N D E X ///

- 1・2016年12月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～メンタルヘルスの管理に悩んでいます
- 3・交通事故の裁判事例～路上に横臥していた被害者の過失を4割認定
- 4・今日の朝礼話題～高速道路では車線規制に注意しよう
- 5・【新発売】自己診断テスト「危険な運転習慣をチェックしよう」
- 6・【好評発売中】「2017トラック運行管理者手帳」
- 7・【在庫希少】 「2017バス運行管理者手帳」

★12月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（木）～1月31日（火）
——年末・年始労働災害防止強調運動
- ◆2日（金）
——運行管理者試験の書面申請期限（試験日：平成29年3月5日（日））
- ◆6日（火）
——交通科学研究会 平成28年度研究発表会
- ◆10日（土）～1月10日（火）
——年末年始の輸送等に関する安全総点検
- ◆12日（月）
——バッテリーの日
- ◆15日（木）
——観光バス記念日
- ◆15日（木）～1月15日（日）
——平成28年度年末年始無災害運動

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2016/11/10/kongetsu-untanranri-dec-16/>

==★★PR★★==
 ドライバーやフォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？
 =====

ドライブレコーダーは、事故を起こしてから活用するのではなく、事故を防止するためのツールとして活用することが大切です。

タカラ物流システムの「安全運転サポートシステム」は、ドライブレコーダーの映像を活用して「見えない危険」を「見える安全」に変換し、事故を防止するサービスです。

日々の運行の実際の映像を分析することで、危険なドライバーやフォークリフトオペレーターを早期に発見でき指導に役立てることができます。

オプションで、教習所の指導者による診断や、診断後の指導も用意しています。

【詳しくはこちら↓】

<http://www.tbr-gazosindan.com/>

(タカラ物流システム(株)のサービス紹介ページに移動します)

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第43回 「メンタルヘルスの管理に悩んでいます」

【質問】

昨年12月より一定規模以上の事業所には、従業員のストレスチェックが義務付けられましたが弊社は小規模なのでストレスチェックを行っていません。しかしながら、自殺のニュースなどを見ていると従業員のストレスの度合いが心配になると同時に、万が一、業務過多などが原因で自殺者等が自社から出た場合には、会社はどのような責任を負うのでしょうか？

【回答】

実際にストレスチェックの検査を実施するのは事業者ではなく、産業医などの外部の専門機関です。同機関が従業員に対して調査票によるストレスチェック検査を行い、従業員は自分自身のチェック結果を確認することになります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/11/01/houritsu-42-mentalhealth/>

■交通事故の裁判事例

今回は、酔って路上に横臥していた会社員が乗用車に轢かれた事故で、過失割合が争われた事例を取り上げます。

『路上に横臥していた被害者の過失を4割認定』

【事故の状況】

平成24年7月22日午前4時21分頃、Aは乗用車を運転して名古屋市内の片側2車線道路の第2車線を走行していたところ、前方に何か落ちているのを発見しました。

Aはゴミならそのまま通過しようとしたのですが、約25mほど近づいた地点で人ではないかと不安になり、避けようとハンドルを切りましたが、Bを轢過し死亡させました。

Bの家族らは、Aは制限速度を20キロも上回る時速70キロで走行しており、Aの先行車はBに気づいて避けたり、直前で停止しているし、Bは道路を横断しようとして転倒したに過ぎず、泥酔して路上に寝ていたものではないとして、Bの過失は最大でも3割にとどまると主張しました。

一方Aは、時速70キロで走行していたが幹線道路の第2車線を走行しているドライバーにとって、前照灯（ロービーム）の照射距離や対向車の前照灯の眩惑等により横臥しているBを発見するのは容易ではない、などと反論してAの過失は5割が相当であると主張しました。

これに対し、裁判所は次のように述べて、Aの過失を6割と認定しました。

【裁判所の判断】

「Aは、指定最高速度を約20キロも超過する時速70キロで走行したことにより、路上に倒れているBの発見が遅れたうえに、路上に何か落ちていると認識しながら、これを避けることもなく走行し続けたもので、速度違反、前方不注視、ハンドル・ブレーキ操作不適切の重大な過失が認められる」

「Bも、7月とはいえ午前4時に酔った状態で幹線道路を横断しようとし、第2車線で転倒していたものであり、その過失は小さくない」
として、Aの過失を6割、Bの過失を4割と認定しました。

（名古屋地裁 平成26年6月20日判決）

■今日の朝礼話題

『高速道路では車線規制に注意しよう』

さる11月2日午前5時45分ごろ、富山県魚津市の北陸自動車道を走行していたトラックが、工事で車線規制をしていた区間で交通誘導を行っていた男性作業員をはねて死亡させる事故がありました。

最近の高速道路で起きる事故を見ていると、工事規制などで片側1車線が規

制されている箇所で、作業員や警備員などをはねる事故が目立っています。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/11/16/tw-syassenkisei/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】自己診断テスト「危険な運転習慣をチェックしよう」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（5冊1セット）＋税（送料実費）

運転経験を重ねていくと、その経験を活かした安全運転ができるようになります。一方で、その運転経験が邪魔をして、交通事故の原因となるような悪い運転習慣を生むこともあります。

本テストは日頃の運転を振り返り、48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくと、どのような運転場面で安全運転を妨げる危険な運転習慣や、悪い癖がついているかを診断することができます。

10分程度でセルフチェックしていただけますので、講習会などでもご利用いただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://goo.gl/t3WId0>

■【好評発売中】 手帳「2017トラック運行管理者手帳」

■【在庫希少】 手帳「2017バス運行管理者手帳」

※仕様 A6判／222ページ／表紙ビニールレザー／本文2色刷

※価格 各1,200円＋税

ご好評いただいております「運行管理者・配車担当者手帳」を2017年版より「トラック運行管理者手帳」としてリニューアルいたしました。

運行管理者として知っておきたい最新の法改正などを「法令編」「知識編」「データ編」にまとめていますので、煩雑になりがちな運行管理関係の法令知識を手元で確認していただくことができる便利な手帳です。

また、ご要望が多かったバス事業所様向けにバスの法令知識等をまとめた「バス運行管理者手帳」を新たに制作いたしました。

どちらの手帳もスケジュール欄が充実しており、日々の運行管理に役立つ手帳となっております。

※「2017バス運行管理者手帳」につきましては在庫希少となっておりますので、お早めにお申し込みください。

【詳しくはこちら】

<http://2014unkoukanridiary.jimdo.com/>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成28年11月16日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■